



2025 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 高見澤
代表者名 代表取締役社長 高見澤 秀茂
(コード番号 5283 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役管理本部長 小林 茂勝
(TEL 026-228-0111)

公正取引委員会からの課徴金納付命令の受領 および今後の対応に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 26 日付で、公正取引委員会より独占禁止法に基づく課徴金納付命令を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件により、株主の皆さま、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の概要

当社は、長野県石油商業組合北信支部に所属する組合員として、同支部が決定した特定揮発油の販売価格の改定額および改定時期に基づき販売価格を改定していたとして、この行為が特定揮発油の販売分野における競争を実質的に制限したと認定されました。

この行為は、独占禁止法第 8 条第 1 号（不当な取引制限）に該当するとされ、以下の課徴金納付を命じられました。

当社は、本処分を真摯に受け止め、期限内に課徴金の納付を行う予定です。

2. 課徴金額および納付期限

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1) 納付すべき課徴金の額 | 3,731 万円 |
| 2) 納付期限 | 2026 年 6 月 29 日 |

3. 業績に与える影響

2025 年 8 月 8 日付で発表した 2025 年 6 月期決算短信において、本件課徴金に相当する損失引当金をすでに計上済であるため、本件による当期（2026 年 6 月期）の業績への影響は軽微であります。

当社は、これまで経営理念のもと法令遵守を最重要課題の一つとして取り組んでまいりましたが、独占禁止法が規制する不当な取引制限について、役員及び社員の理解と意識が十分ではありませんでした。

本件処分内容を厳粛に受け止め、今後は独占禁止法を含むあらゆる法令遵守を一層徹底し、再発防止策を着実に実行することで、株主の皆さま、お客さま、関係者の皆さまの信頼回復に全力で努めてまいります。

以 上